



発 行 新 潟 県 号 外 1 合和4年5月9日 毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

605 道路の区域変更(道路管理課) 606 道路の供用開始(道路管理課)

告示

◎新潟県告示第605号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課 において縦覧に供する。

令和4年5月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名佐渡一周線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市見立字下戸330番1から		(A) 6. 0~22. 8メートル	303.7メートル
	新	(B) 6. 0~13. 3メートル	292.5メートル
		(C) 6. 6~33. 2メートル	264.7メートル
同市北小浦字立野458番6まで			
	旧	(A) 6. 0~22. 8メートル	303.7メートル
		(B) 6. 0~13. 3メートル	292.5メートル

備考 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第606号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課 において縦覧に供する。 令和4年5月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間

佐渡市見立字下戸330番1から同市北小浦字立野458番6まで

3 供用開始の期日 令和4年5月9日